

インドの中小企業政策

内川 秀二

二〇〇六年に中小・零細企業開発法 (Micro, Small and Medium Enterprises Development Act) が施行され、製造業およびサービス業における零細、小企業、中企業が設備への投資額に応じて定義された。県工業センターなどに登録された中小企業を対象に〇六年度に行われたセンサスによると、主要産業は食料品製造一四%、 Apparel 製造一四%、金属製品九%、家庭用品の修理および小売業が九%、繊維(紡績・織物)が七%の順となっている。

インドにおいて小規模製造業の重要性が認識されたのは、独立前までに遡る。関税委員会は当時各地の農村で綿織物を生産していた手織業を保護するために、特定の品目を手織物業でしか生産できないようにする(留保すること、紡織兼営工場製の綿織物に物品税

を課すことを提言している。インドの開発戦略のなかで中小企業政策がどのように変化してきたか、また実際に中小企業がどのように発展してきたのかをみてみよう。

一、手織業近代化政策の失敗

独立直後の一九四八年に発表された産業政策決議では、小規模工業の発展のために原料の確保、マーケティングの組織化などとともに大企業との過剰競争から保護する必要性が指摘されている。同時に紡織兼営工場と手織部門を補完関係にしていくことや、大企業を補完する小規模裾野産業を育成していくことも示されている。

当時の関心事は、製造業のなかで一番大きな産業であると同時に主要輸出産業でもある繊維産業であった。独立運動のなかで M・K・ガンディーが手紡ぎを自ら実践し

てみせることでイギリス製綿製品 boycott を訴えていたが、当時の実態はこの政治的パフォーマンスとはかけ離れ、機械製紡績糸が手紡糸を圧倒していた。一方、紡績工程(綿から糸を作る)とは

対照的に、織布工程(綿糸から織物を作る)では紡績兼営織布工場と手織部門が競争をしていた。五〇年には初めて留保政策が実施され、一部の綿織物が手織部門に留保された。

五六年から実施された第二次五カ年計画において輸入代替工業化戦略が打ち出された。この計画は重工業に開発資金を重点的に配分しながら、農業と小規模工業に雇用を吸収させる方針を打ち出した。鉄鋼、重電機などの生産から民間部門を排除して、国营工場が積極的に設備投資する一方で、消費財の生産は民間部門に委ねられ

た。第二次五カ年計画では「既存のスキルと装備を使用しながら消費財の供給を増やし。小規模工業の技術を着実に向上させていくこと」が強調されている。織布部門のあり方が政府の委員会で議論された結果、兼営織布工場は綿糸を手織部門に供給する役割を負わされ、織機数は五六年から八五年まで凍結された。つまり、織機の台数を増やせないために、生産性上昇によってしか兼営織布工場は織物生産を増やすことができなかった。

同時に、手織業者の組織化を図り、手織業共同組合に三万五〇〇〇台の力織機を導入しようとした。しかし、実際にこの政策のもとで導入された力織機は八八五台に過ぎなかった。他方で、この政策とは無関係に未登録の力織機が増大していく。

手織業者の組織化は想定された以上に困難を極めた。手織業者は親方より前貸しされた綿糸を指示されたデザインに合わせて加工し、織物を納品したあとに加工賃を受け取っていた。親方は手織業者と同じカースト(コミュニティ)に属している。親方はコミュニティのネットワークを利用して

得た情報を駆使しながら、綿糸の購入と綿織物の販売を行っていた。この取引は信用に基づいており、外部の人間がそこに入っているのは難しい。また、手織業共同組合は従業員に対して賃金を支払わなければならぬが、親方は親族を無休の家族従業員として使うことができるため、費用の面でも手織業共同組合よりも優位に立つことができた。親方制度は前近代的なものであり、手織業者に対する搾取が強調されていたが、情報網を持つ親方に手織業共同組合とって変わるのには難しかった。手織業の近代化政策が失敗したのは、親方の情報網とイニシアティブを過小評価していたからである。

二、小規模力織機業者の台頭

織機数を凍結されるなかで兼営織布工場の綿織物生産に占めるシェアは五五年の七四%から八五年の二八%に低下する一方で、手織業者は二一%から三四%にシェアを上昇させている。同期間に少数の力織機を使って織物を生産する力織機業者は五%から三七%に大幅にシェアを伸ばした。力織機業者の多くは新規に参入してき

た。八五年までは力織機業者に原料として供給される綿糸には兼営織布工場よりも低い物品税が課せられていた。八五年に新繊維政策が発表され、兼営織布工場における織機台数の凍結と物品税の力織機業者への優遇措置が廃止された。これによって兼営織布工場は力織機業者と対等に競争できるようになったにもかかわらず、兼営織布工場のシェアはさらに低下し、二〇〇九年度においては八%となっている。一方、力織機業者のシェアは五八%にまで上昇し、手織業者は三四%とシェアを維持した。ここで、なぜ力織機業者が兼営織布工場に対して優位に立っているのか。またなぜ手織業者が二一世紀においても競争力を維持しているのかを考えてみる。

兼営織布工場は工場法の適用を受けるため、一日九時間以上労働者を働かせることはできない。また、組合が結成されるために、賃金も割高となる。それに対して、力織機業者では長時間の低賃金労働が一般的である。織機も閉鎖された工場などから売却された中古品が導入されるため、設備投資費用も低く抑えられる。ブランド力のある高品質の綿織物を生産でき

る企業は、力織機業者による製品と差別化を図れたが、兼営織布工場は生産コストで力織機業者に対して不利である。兼営織布工場の所有者は設備投資を行って生産性を上昇させるよりも、利益率の低い繊維産業から撤退し、他の産業への投資を選んだ。この結果、兼営織布工場では赤字企業が続出し、工場数は一九九六年三月末日の二七五から二〇一一年三月末日の一八三に減少している。これに対して紡績工場数は同期間に二二九四から一七五七へと増大している。

手織織物が依然として市場から受け入れられる理由は、消費者の嗜好に合わせた商品を作り続けていることにある。コミュニティの情報網を駆使しながら生産と消費を仲介している親方制度が機能し続けている。近年は親方が一人で多くの村を回って手織職人と取引を行うのには時間がかかるため、少数の村だけを担当する下請業者（小親方）と親方が取引をするこ

とで効率化を図ろうとする動きもある。親方制度も状況に応じて変化している。紡績工程は工場、織布工程は力織機業者に特化するという分業関

係が成立するなかで、繊維産業は現在どのような状況にあるのだろうか。まず、綿織物の生産は一九九六年度の一九八億平方メートルから二〇一〇年度の三一七億平方メートルに、また綿糸生産も同期間に一九億キロから三五億キロへと増大している。しかし、輸出に眼を向けると、綿糸輸出は九六年度の一四億ドルから一〇年度の二八億ドルへと二倍になっている一方で、綿織物輸出は一〇億ドル前後で停滞している。一〇%輸出指向工場は税制上の優遇措置を受けられることができるので、一九九〇年代から一〇〇%輸出指向紡績工場の新規参入が増大し、それが輸出の増大につながった。それに対して力織機業者で生産された綿織物を染色する小規模工場は品質に問題があり、輸出を伸ばすことができなかった。かつて綿織物はインドの主要輸出品であったが、技術革新が進まなかったために、輸出市場を新たに獲得できないでいる。

三、留保政策と近代的小規模工業の発展

工業化が進展していくなかで新たな産業が台頭してきた。一九六

表1 非組織部門製造業の付加価値成長率 (%)

	1994年度から 2000年度	2000年度から 2005年度	2005年度における製造 業全体に占める比率
食料品	8.4	3.6	16.3
繊維	9.6	5.6	17.7
アパレル	—	2.5	13.5
家具製造	5.1	6.9	12.3
全体	9.5	4.3	100.0

(出所) CSO, Annual Survey of Industries (various issues).
NSSO, Unorganised Manufacturing Sector in India (various issues).

七年に初めて四七品目が近代的規模工業のために留保された。七八年には農村工業の保護を掲げるジャナター政権のもとで留保品目は拡大された。八〇年代半ばには留保品目は最高八七二まで増大する。一九九一年に経済改革が始まり、民間企業の投資は自由化されていく。また、国内市場を保護するために割高に設定されたルピーの為替レートは変動為替制度に移行したあと、下落していった。九五五年にWTOが発足し、インドは段階的に輸入数量制限を削減せざるを得なくなった。ここで留保制度の矛盾が明らかになる。ある品目が留保品目に含まれていると国内の大企業は生産することができ

ないが、海外の大企業で生産されたものは輸入できない。留保制度は国内市場が保護されていることを前提として機能する。このために九七年から留保品目は段階的に削減さ

れ、二〇一〇年七月段階で二〇となっていた。では、輸入自由化と留保品目の削減が中小企業にどのような影響を与えたのかを検証してみる。動力利用の場合は従業員が一〇人以上、使用しない場合は二〇人以上の工場に対して工場法が適用される。インドの製造業統計では、従業員が九人以下の企業を非組織部門と呼び、標本調査が定期的に行われている。製造業非組織部門全体の付加価値は九四年度から二〇〇〇年度までに年率で九・五%、二〇〇〇年度から〇五年度までに四・三%成長している。非組織部門の付加価値で一二%以上のシェアを占める主要四産業（食料品、繊維、アパレル、家具）ではいずれも同期間に成長率は二・五%以上となっている（表1）。

これら主要産業には共通点がある。第一に、これらの産業では価格弾力性が高いため、生産コストを抑えることが重要である。第二に、これらの産業は労働集約的産業である。したがって、大企業と小企業の賃金格差が競争力に反映されやすい。第三に、これらの産業は消費者の嗜好が最終製品に反映される製品を生産している。第四に、いずれの産業でも特定品目が留保されていた。

留保品目は当該産業の中小企業の現状に照らし合わせながら導入・撤廃されたわけではなく、政治的な理由で導入されている。最近の研究では、留保政策によって大企業の参入が禁止されたために競争が妨げられ、中小企業の競争力向上が妨げられたことが指摘されている。一部の非組織部門が競争力を維持しているのは、留保されたことよりも、生産単位当たりの労働コストと設備投資コストが大企業よりも低いためだと考えられる。組織機業者はその代表的事例である。

留保品目は当該産業の中小企業の現状に照らし合わせながら導入・撤廃されたわけではなく、政治的な理由で導入されている。最近の研究では、留保政策によって大企業の参入が禁止されたために競争が妨げられ、中小企業の競争力向上が妨げられたことが指摘されている。一部の非組織部門が競争力を維持しているのは、留保されたことよりも、生産単位当たりの労働コストと設備投資コストが大企業よりも低いためだと考えられる。組織機業者はその代表的事例である。

留保品目は当該産業の中小企業の現状に照らし合わせながら導入・撤廃されたわけではなく、政治的な理由で導入されている。最近の研究では、留保政策によって大企業の参入が禁止されたために競争が妨げられ、中小企業の競争力向上が妨げられたことが指摘されている。一部の非組織部門が競争力を維持しているのは、留保されたことよりも、生産単位当たりの労働コストと設備投資コストが大企業よりも低いためだと考えられる。組織機業者はその代表的事例である。

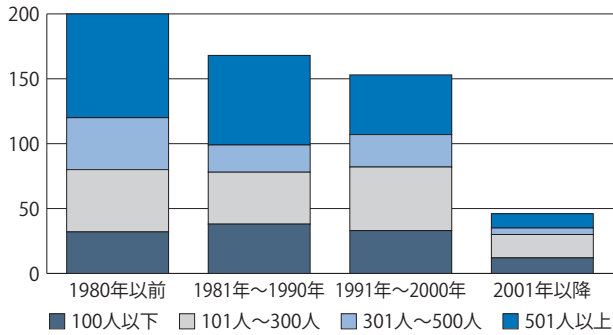
留保品目は当該産業の中小企業の現状に照らし合わせながら導入・撤廃されたわけではなく、政治的な理由で導入されている。最近の研究では、留保政策によって大企業の参入が禁止されたために競争が妨げられ、中小企業の競争力向上が妨げられたことが指摘されている。一部の非組織部門が競争力を維持しているのは、留保されたことよりも、生産単位当たりの労働コストと設備投資コストが大企業よりも低いためだと考えられる。組織機業者はその代表的事例である。

四、自動車部品メーカーの発展

工業化の進展にともなって軽工業だけでなく、耐久消費財産業も発展していく。輸入代替工業化の開始時には資本財が優先されたために、耐久消費財産業への民間投資は政府によって抑えられていた。しかし、八〇年代から徐々に自由化が始まり、耐久消費財産業への外国投資も認められるようになった。スズキが四輪に、ホンダが二輪に進出し、急速に拡大して

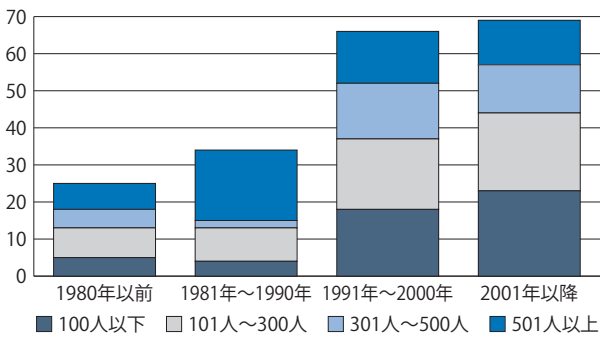
いく国内需要を背景に生産台数を伸ばしていった。生産台数の増大に依りて二社をはじめとする組立メーカーを頂点とし、一次下請と二次下請からなるピラミッド型の下請関係が成立した。八〇年代は外国直接投資のみならず国内の民間投資にも規制があり、民間企業の自由な投資が認められていなかった。寡占状態を背景に、組立メーカーは下請企業に対して技術および資金面での支援を行い、下請企業の育成を図る一方で、部品を供給している下請企業を価格、品質、納期の観点から厳しく管理し、評価に応じて注文量を変化させた。

図1 2010年に操業している企業の分布
(生産開始年と雇用者数)



(出所) Automotive Component Manufacturers Association of India, 2010 Buyers Guide, 2010.

図2 2007年にデリー周辺で操業している事業所の分布
(設立年と雇用者数)



(出所) CSO, Annual Survey of Industry, Unit-level Data, 2007-08.

組立メーカー間の競争が激しくなり、市場シェアが低下するなかで、スズキは調達戦略の変更を迫られた。八〇年代においてスズキは約四〇〇社から部品を調達していたが、二〇〇〇年代には調達先が二二〇社に絞られている。この間にスズキの生産台数は増大している。優秀な下請企業に集中的に発注するようになったことが分かる。

中小企業の参入状況を調べるために、インド自動車部品製造業者協会の発行した「二〇〇年版バンヤーズ・ガイド」を分析してみる。同協会には四輪・二輪の部品およびトラクターの部品メーカーも加

盟している。一〇年版では生産開始年と雇用人数の両方が記載されている企業が五六七社ある。これを生産開始年代別に整理すると、図1のようになる。八〇年・九〇年代にはそれぞれ一五〇社を超える新規参入があった。ところが、二〇〇〇年代に入ると、需要が急増しているにもかかわらず、四六社にまで減少している。さらに、二〇〇〇年代に参入した四六社のうち小企業は一二社に過ぎない。これは二〇〇〇年代においては小企業が参入するのが難しくなったことを示している。これに対して工場数を生産開始年代別に整理すると、図2となる。これは図1と

は対照的である。二〇〇〇年代に設立された工場が一番多く、そのうち六四％は雇用人数が三〇〇人以下の工場である。これは既存の中小企業が納入先の一次下請メーカーや組立メーカーの近くに新工場を建てたためである。つまり、新規参入は減ったが、優良中小企業が新規工場を建てていることが分かる。

組立企業のサプライチェーンに入ることなく、交換部品市場に部品を供給している小企業がある。そこで、組織部門と未組織部門のうち従業員数が六人から九人の事業所について二〇〇〇年度から〇五年度の間に事業所数と付加価値がどれだけ増えたかみてみる。組織部門の付加価値が年率で二四・五％も増大しているにもかかわらず、未組織部門は六％しか成長しておらず、事業所数が減少している。交換部品市場の動向をみると、組立メーカーのブランドが入った交換部品のシェアが上昇している。交換部品を購入する際に当初は品質よりも低価格を優先していた消費者が、価格よりも品質を重視するようになったためである。競争のなかで、品質を保てない零細企業が淘汰されている。

●まとめ

工業化の進展とともに中小製造業企業も多様化してきた。伝統的産業に加えて機械産業の裾野産業も発展している。手織業のような伝統的手工業においても商品の流通経路が変化している。政府が産業構造の変化を見通すのは困難である。政治的理由で導入された留保政策はこの点を無視していた。現在インド政府はクラスターごとに中小企業政策を実施しようとしている。これは正しい方向であるが、さらに中小企業のイニシアティブがどこまで政策に反映されるかが今後の課題である。

(うちかわ しゅうじ/アジア経済研究所 研究支援部長)

《参考文献》

近藤則夫「二〇〇三」『インドの小規模工業政策の展開—生産留保制度と経済自由化』『アジア経済』一一月。

内川秀二「二〇一〇」『インド自動車部品産業における中小企業の発展』『アジア研ワールド・トレンド』一二月。